工事下請負契約約款

（ジェイアール東海建設株式会社）

（総　則）
第１条　元請負人ジェイアール東海建設株式会社（以下「甲」という。）と、下請負人（以下「乙」という。）とは、元請工事を完成するため、注文書記載の工事（以下「個別工事」という。）に関し、注文書、注文請書に定めるものほか、この工事下請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）に従い各々対等の立場に立って誠実に契約を履行する。
（適用範囲）
第２条　甲が注文し、乙が施工する個別工事の契約（以下「個別契約」という。）について、注文書、注文請書及び設計図書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。
（下請負契約の成立）
第３条　個別契約は、甲が乙の見積書を審査の上、注文書を発行し、乙がこれを引受けて甲に注文請書を提出したときに成立する。
（工程表）
第４条　乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく工事計画書及び工程表及び第９条も踏まえた作業手順書を作成し、個別契約成立後速やかに甲に提出する。
（関連工事との調整）
第５条　甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連する工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、乙はその指示に従う。
２．乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。
（法令等遵守の義務）
第６条　甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用、資機材等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
２．甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。
（秘密の保持）
第７条　乙は、個別工事については発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別契約成立後はもとより個別工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の下請負人又はその使用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。
（特許権等）
第８条　乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについて、乙がその存在を知らなかったものについてはこの限りでない。
２．乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させない。
（安全・衛生の確保など）
第９条　乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の事故災害の防止に万全を期する。又作業場では保護帽及び必要により合羽を着用するものとする。
２．乙は、事故災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。
３．乙は、その被用者又は乙の下請負人（二次下請、三次下請・・以下同様）の被用者に対する業務上の災害補償について、労働基準法第87条第２項に定める使用者として補償引受の責を負う。
なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱については、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。
(1) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。
(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第８条第２項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。
４．乙は、甲の労災互助会制度に加入し当該工事の注文金額に対し規定の率により拠出金を拠出する。
（事業内容の報告）
第10条　乙は、甲の請求があるときは甲にその事業経営の内容などについて報告をしなければならない。
（意見の聴取）
第11条　甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当って、あらかじめ乙の意見を聴取する。
（書面主義）
第12条　この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。
（権利義務の譲渡）
第13条　甲又は乙は、この契約及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
２．甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第14条　乙は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
（関係事項の通知）
第15条　乙は、甲に対し次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
(1) 建設業の許可業種及び番号
(2) 雇用管理責任者
(3) 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
(4) 金銭の請求、受領などに諸届に使用する印鑑届
２．乙は甲に対して個別工事に関し次の各号に掲げる事項を注文請書提出後遅滞なく書面をもって通知する。
(1) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
(2) 安全管理者の氏名
(3) その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
(4) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項
３．乙は甲に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第16条　乙は甲に対して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせたときは、乙は、甲に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
(1) 受任者又は請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地）
(2) 建設業の許可業種及び番号
(3) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
(4) 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
(5) その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名
(6) 工事の種類及び内容
(7) 工期
(8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
(9) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項
２．乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。
（作業所長又は作業所主任もしくは工事担当者）
第17条　甲は、自己に代って工事現場を総括し、乙を指揮監督すると共に関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長又は作業所主任、若しくは工事担当者（以下「作業所長」という。）を置くときは、その氏名を乙に通知する。
２．乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長は速やかにこれに応ずる。
３．作業所長は、この約款に基づく検査、立会などのため、現場監督員を置くときは、その氏名及び権限を乙に通知する。
（現場代理人及び主任技術者）
第18条　現場代理人は、乙に代って工事現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。
２．主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。
３．現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。
（工事関係者に関する指置請求）
第19条　甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
２．乙は、前項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に理由を付して通知する。
（工事材料及び工事用機器他）
第20条　乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当でないと認めたときは、乙に対して、その交換を求める。
２．乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。
３．第１項による不合格工事材料又は適当でないと認めた工事用機器は、作業所長の指図によって、乙がこの負担により これを引き取る。
４．工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。
５．乙は、工事現場に搬入した工事用機器の日常及び定期の点検整備を行い その記録を甲に提出する。
６．乙の施工上発生した発生材料及び残材料は速やかに作業所外へ搬出する。
（立会）
第21条　乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。
（支給材料及び貸与品）
第22条　甲の支給材料又は貸与品は、必要に応じこの立会の上あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。
２．支給材料又は貸与品の受渡時期は工程表によるものとし、その受渡場所は原則として甲の倉庫とする。
３．乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、乙の故意や過失によって、それらが滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復するか、代品を納めるか、又はその損害を賠償する。
４．乙は、支給材料（有償支給材料を除く）が不用となったときは又は貸与品が使用済みとなったときは、速やかにこれを甲の指定する場所に返却する。
（設計図書不適合の場合の是正義務）
第23条　乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長が設計図書に適合した是正を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、是正に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。
（条件変更等）
第24条　乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。
(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
(2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があること を含む。）
(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工が実際と相違すること
(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない 特別の状態が生じたこと
２．作業所長は、前項の確認を求められたときと又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。
３．第１項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。
この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。
（著しく短い工期の禁止）
第24条の２　甲及び乙は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い 期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
２．甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い 期間としてはならない。
（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）
第24条の３　甲は、地盤の沈下その他の、乙は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、相手方に対して、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
２．前項の規定による通知をした乙は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、甲に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更についての協議を申し出ることができる。この協議の申し出を受けた甲は、当該申し出が、根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に応じるよう努めなければならない。
（工事の変更、中止等）
第25条　甲は乙に対し、必要があると認めるときは、書面をもって、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。
（乙の請求による工期の延長）
第26条　乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。
２．前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。
（甲の請求による工期の変更等）
第27条　甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。
２．この約款の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
３．前２項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第28条　工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。
２．甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。
（臨機の措置）
第29条　甲又は乙が、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲乙協力して臨機の措置をとる。
２．乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲乙協議のうえその負担額を定める。
（一般的損害）
第30条　第33条による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
第30条の２　乙が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、甲に対し業務不履行として、故意又は過失によりかわらず金 50 万円又は甲が被った損害のいずれか多い方の金額を支払わなければならない。また、当事者（個人）は以降甲の工事に従事させないものとし、乙との新規契約に関しては改善が図られるまでは締結しないものとする。
(1)新幹線さくら号に無断で立入る事象を発生させたとき
(2)鉄道関連工事を行うことの必要と規定された資格を不正に取得した者を、当該工事に従事させたとき
第30条の３　乙が故意又は重大な過失により鉄道車両等との触車・衝撃不良を発生させたときは、甲に対し、金 50 万円又は甲が被った損害のいずれか多い方の金額を請求する。また、当事者（個人）は以降甲の工事に従事させないものとし、乙との新規契約に関しては改善が図られるまでは締結しないものとする。
（第三者に及ぼした損害）
第31条　施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものと及び施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りでない。
２．前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。
（天災その他不可抗力による損害）
第32条　天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料及び建設機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく損害は、乙がこれを負担し、それ以外の場合における負担額については取片づけに要する費用とともに、甲乙協議して定める。
（完成検査）
第33条　乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。
２．前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。
（完成前使用）
第34条　甲は、工事の完成前においてもこの工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。
２．前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。
（請負代金の支払方法及び時期）
第35条　個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。
２．甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めることができる。
３．前項の場合において、甲又は乙は、相手方の蒙った損害の負担について協議して定める。
（前払金）
第36条　甲が特に必要と認める場合には前渡金を支払うことがある。この場合、甲は乙に対し、公正証書、又は銀行保証もしくは担保提供をもとめる。
２．乙は、前項の前渡金を、甲が発注した個別工事の為に必要な費用以外には、一切使用してはならない。
（部分払）
第37条　乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分、工事現場搬入材料で、作業所長が認定した範囲内の請負代金相当額に対する 10 分の９以内の額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。
２．甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。
３．前払金の支払を受けている場合において、第１項の請求額は次の式によって算出する。

請負代金額－受領済前払金額　9

請求額＝第１項の請負代金相当額×――――――